

ハラスメントは、他者に対して行われる悪質な行為であり、ハラスメントに対する無自覚により相手に被害を与える人権侵害である。糸魚川市議会はそのことを明確にし、また、糸魚川市議会議員及び糸魚川市職員の能力を十分に発揮させることができる環境を確保するとともに、ハラスメントを「しない・させない・見逃さない」を基本理念とした、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市議会議員(以下「議員」という。)間のハラスメント及び議員から市職員(以下「職員」という。)に対するハラスメントを防止し、及び根絶するために必要な事項を定め、議員及び職員の個人としての尊厳が尊重され、議員が活動できる良好な環境及び職員の良好な職場環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント パワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びソジハラスメント(性的指向又は性自認に関して、差別的な言動、嘲笑、いじめ、暴力等の精神的又は肉体的な嫌がらせを行う行為をいう。)その他の個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の職務環境を害する行為をいう。
- (2) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する糸魚川市に勤務する一般職の職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員(議員を除く。)をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じたハラスメントについて適用する。

(議員の責務)

第4条 議員は、ハラスメントが議員の個人の尊厳を不当に傷つけ、及び議員としての活動意欲を低下させるものであること、並びに議員同士が政務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、議員の人格を尊重した活動をしなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントが職員の個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び執務環境を害するものであること、及び職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、職員の人格を尊重した活動をしなければならない。
- 3 議員は、ハラスメントと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。
- 4 議員は、他の議員の行為がハラスメントに該当するおそれがあると認められる事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、遭遇した事態について速やかに議長に報告しなければならない。

(議長の責務)

第5条 議長は、議員間及び議員から職員へのハラスメントが疑われる事象に遭遇したときは、直ちにそのことを指摘しなければならない。

- 2 議長は、議員間のハラスメントについて議員又は議員の関係者から苦情の申出があった場合は、当該申出に係る事実関係の調査及び確認を副議長並びに議会運営委員長及び同委員会副委員長と行わなければならない。
- 3 議長は、議員から職員へのハラスメントが疑われる事象の通知を議員又は職員から受けたときは、当該事象に係る事実関係の調査及び確認を副議長並びに議会運営委員長及び同委員会副委員長と行わなければならない。
- 4 議長は、前3項までの規定においてハラスメントが確認された場合は、ハラスメントを行った議員に対して指導、助言、注意を行うものとする。
- 5 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に関する行動指針を定め、周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。
- 6 議長は、第1項から第4項までの規定により調査した結果及び行った措置をハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮した上で、全員協議会等で報告することができる。

(公表等)

第6条 議長は、前条第1項から第3項までの規定により議員によるハラスメントがあったと確認したときは、議会運営委員会から意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じるものとする。

(研修等)

第7条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るために必要な研修等の実施に努めるものとする。

(議長職務の代行)

第8条 議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(被害者のプライバシー等の保護等)

第9条 被害者以外の議員及び被害者以外の職員は、ハラスメントの被害者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(継続的な検討)

第11条 議会は、この条例の定める事項について、必要があると認めたときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。